令和７年６月２３日

　組 合 員　各位

山形県石油商業組合

燃料油価格への追加支援策について

　毎々格別のご協力をたまわり誠にありがとうございます。

　さて、中東情勢の混乱により、政府は石油製品価格の急激な上昇に備え、現行の補助制度（燃料油価格定額引下げ措置）に加えて予防的な激変緩和措置を講じることとなりました。

　つきましては、下記のとおり制度概要をお示しいたしますのでご確認たまわりますようよろしくお願いいたします。

記

【予防的な激変緩和措置の概要】

* 現在の定額引下げ措置に加え、レギュラーガソリン全国平均小売価格が１７５円を超える部分について１０/１０補助
	+ 軽油はガソリンと同額を補助し、灯油･重油はガソリンの×０.５を補助する
	+ 週ごとに超過分（＊）を算出し補助額を定める
* 実施日は６月２６日（木）からとし、需要の拡大が見込まれる７月から８月の２ヶ月間とする。
	+ 終了時期は現時点で未定
* 補助金額の計算方法

①当週の価格調査結果＋②前週の補助額＋③原油価格の変動値－１０円

　　○具体例（仮定）：６月２６日（木）～７月２日（水）

①１７３.０円＋②１０円＋③５.０円－１０円＝１７８.０円

補助金額＝１７８.０円－１７５.０円＋１０円＝１３.０円

・仮に「①価格調査結果」が１７５.０円以下になった場合は、定額補助のみ

・ご参考資料を当組合ホームページへ掲載しましたのでご承知おき願います。

以上